

令和8年度 KYOTO海外展開チャレンジ支援事業 補助金 FAQ

Q		A
1 申請資格について		
1	京都市外の企業は申請できないのでしょうか？	京都市内に主たる事務所、営業所、事業所、研究所等を有する中小企業で、「本店や支店等の事業拠点を京都市内に設置(登記)しており、実態として事業を行っている」中小企業に申請していただけます。
2	個人事業主なのですが、申請は可能ですか。	個人事業主も、補助金交付要綱第2条第2号の中小企業等に当たりますので、本事業の対象となり、申請は可能です。申請に当たっては、直近3期分の決算書に代えて直近3期分の確定申告書を添付してください。
3	同一事業について、他の補助金(国や京都府等)を受けることはできますか？	国や府の補助金で、相手先に併給制限等の条件が無ければ申請可能です。併給禁止条件のある補助金を申請している、又は交付を受けている場合は申請できません。また、国や府等の実施する他の補助事業で採択された経費を二重で補助することはできません。
4	中小企業者にあたるかどうか確認したいのですが？	募集要領の2ページに中小企業者の概要をまとめておりますのでご確認ください。ただし、いわゆる、みなし大企業に該当する場合は対象になりません。
5	みなし大企業とは何でしょうか？	税制上の規定で、同一大企業が1/2を出資しているなど、実質的に大企業の傘下にある企業をいいます。詳細は、募集要領をご確認ください。
6	既に海外展開の実績がある中小企業も対象となるのでしょうか？	対象となります。
7	製品開発について、令和9年2月26日までに取り組む内容を計画として申請しても構わないのでしょうか？	申請は可能です。補助対象となる事業期間は令和9年2月26日までとなっています。令和9年2月26日までに支払いが完了したのものについては、補助対象となります。また、令和9年2月26日までに実績報告書の提出も必要となりますのでご留意ください。
8	他機関で事業補助を受けた国内向け製品で新たに海外展開を考えている。補助対象事業にあたるのでしょうか？	新たに海外への展開をご検討とのことですので、新規性があるため対象事業となります。
9	1社で複数の申請ができるのでしょうか。	できません。1社1申請のみです。
10	一般社団法人ですが、申請は可能ですか？	一般社団法人や一般財団法人、社会福祉法人等は中小企業基本法上の中小企業者に該当しないことから、本補助事業に申請いただくことはできません。
11	ものづくり企業が対象でしょうか？	本事業は、ものづくり企業だけでなく広く海外展開を検討している企業向けの事業です。具体的に対象になるかどうかは事業計画の内容で判断させていただきます。
12	既存の商品・製品で新たに海外展開する場合は対象になるのでしょうか？	対象となります。
13	既に拠点のある地域で市場調査を行うことは対象となりますでしょうか。	新商品の導入やマーケット拡大を目的とした市場調査であり、その内容を申請書で確認ができれば対象となります。また、単なる出張と市場調査の目的の渡航を分けていただく必要があり、証券や社内の経理処理を確認させていただきます。証券や社内の経理処理を確認させていただきます。
2 申請書類について		
1	申請に必要な書類を教えてください。	募集要領の9ページに必要書類のリストを掲載しておりますので、そちらをご確認ください。
2	京都市内と京都市外、どちらにも事業所を持っている場合、納税証明書は京都市内、京都市外どちらも必要となりますか？	京都市の納税証明書のみご提出ください。
3	納税証明書はどうすれば入手できますか？	京都市内の方については、関連URL (https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000151609.html) をご参照いただくか、事業所が所在する行政区の区役所・支所の市民窓口課、出張所にお問合せください。また、京都市外から申請する場合は、事業所が所在する行政区の区役所・支所の市民窓口課、出張所にお問合せください。
4	納税証明について、土地建物、機械等の有形固定資産を所有していない場合は法人市民税分だけでよいということでしょうか？	所有されていない場合は、固定資産税・都市計画税分は不要です。
5	提出書類に不備があった場合は、連絡がもらえますか？	原則、事務局から連絡はいたしませんので、必ず事前に申請書一式に洩れがないかご確認ください。なお、提出書類の不備があった場合は、審査対象外となる場合がありますので、予めご了承ください。※交付申請・提出書類チェックシートをご用意しておりますので、書類に不足がないか、十分にご確認ください。
6	第1号様式【別紙1】事業計画書中の「従業員数」にはパートやアルバイト、契約社員は含まれますか？	労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としてください。パート、アルバイト、契約社員については、個別判断してください。日雇い、2箇月以内の雇用、季節的業務で4箇月以内の雇用、試用期間の従業員は含まれません。 参考： https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q3
7	事業計画書の書き方が分かりません。教えていただけないでしょうか？記入した申請書を事前に確認してもらえますか？	個別の申請書の内容に関する事前確認は行っておりませんが、ご質問に対しては、適宜対応させていただきます。なお、ASTEMのホームページに募集要領に加え、記入例を掲載しておりますので、ご参照いただいたうえで作成をお願いします。申請書の記載事項でご不明点等があれば、事務局までお問合せください。

8	一度申請した後に、内容を修正したい場合はどうしたらよいでしょうか？	事務局にご連絡後、再度、締切日までにWEB申請してください。
9	創業したばかりで提出できる決算書がなく、納税証明書も発行できないのですが、どうすればよいでしょうか？	「創業間もなく決算書がない」、「固定資産を有していないため固定資産の納税証明書が発行できない」等の理由があれば、決算書や納税証明書のご提出は不要です。なお、申請時に必要書類のご提出がない場合は、その理由を確認させていただきます。
10	申請したいのですが、事業の見積金額が算定できておりません。どうすればよいでしょうか？	申請時に見積書の添付までは求めていませんので、可能な限り実態に近い金額を見積のうえ申請してください。
11	世界情勢からして、経費が大きく変わってしまう可能性があるのですが正確な金額が記載できません。	正確な金額は記載しなくて良いですが、大きくかけ離れない数字を記載してください。事業開始後、対象国の変更や補助対象経費の変更が1/3を超える場合は、事業変更前に変更届の提出が必要となります。
12	代表者が二人いる場合はどちらの名前を記載すればいいでしょうか。	納税証明書などに記載されている代表者と一致させてください。
3 申請内容について		
1	国内の商社を通じて海外販路の拡大を目指す場合も対象になりますでしょうか？	申請者自ら具体的な海外展開の計画を作成し、販路の一環として商社を活用した海外展開を行う場合は、申請いただくことができます。
2	国内展示会へ出展したいと考えているが、対象事業になるのか？	対象外です。海外で開催される展示会が対象となります。
3	補助対象事業について1区分だけの申請も可能でしょうか？	「①海外市場の調査・海外展示会出展・海外向けプロモーション・ブランディング」、「②海外規格等に対応する製品開発」を設定していますが、全てのメニューをお使いいただくことも可能ですし、個別のメニューを選択して申請いただくことも可能です。
4	区分①の場合、すべての事業を計画しなければならないでしょうか。	「海外市場の調査」のみや「海外展示会出展」と「海外向けプロモーション・ブランディング」等、計画がある事業を選択し申請いただけます。補助上限額は区分①の合計で800千円となります。
5	令和5年度から7年度に実施されたグローバル・ニッチ・トップ企業創出プロジェクトに採択されましたが、今回の補助金に再度申請できるのでしょうか？	申請可能です。ただし、前回の申請と同一の内容で、進捗が見られない場合には、審査時に考慮させていただきます。
6	事業の途中で申請区分の変更をすることは可能でしょうか？	申請いただいた区分の計画に基づいての採択ですので、実施内容そのものが変わる場合は採択取消となります。事業内容をよくご検討のうえ申請してください。
7	事前着手について教えていただけないでしょうか？	募集要領の4ページをご確認ください。
8	仕入れ販売で自社商品ではないが、補助対象になりますか？	市内の中小企業者様の新たな海外展開ということであれば対象となります。事業計画に詳細について記載ください。
9	海外向けサービスの開発費は対象になるのでしょうか？	対象となりますので、製品開発費として申請ください。
4 審査について		
1	採択事業者の選定は先着順になりますか？	先着順ではありません。受付期間終了後に、有識者等からなる審査会において評価を行い、採択事業を決定します。
2	どのように審査されるのか？	当財団内の審査会において申請書に基づき書面審査を実施し採択案件を決定します。なお、審査の経過や結果等に関する問い合わせにつきましては、お答えできませんのでご了承ください。
3	審査会のメンバーについて教えていただけないでしょうか？	京都市及び当財団に加え、協力機関であるジェトロ京都・中小機構近畿本部・京都市産業技術研究所、さらに、専門家1名を加えた、6者により専門的知見、総合的な観点から審査いたします。
4	加対象企業②海外拠点について、拠点設置後間もない企業とは具体的にどのような企業を指すのでしょうか？	拠点設置後5年未満の企業を加対象にしています。
5 対象経費について		
1	大学の先生等へ謝金を支払いたいのですが？	謝金対象の役務、工数を明確にして申請してください。また、補助金額確定時にも同様に役務提供の結果と工数を明確にして計上してください。
2	国内・海外での鉄道やバス、タクシー等の旅費も対象となりますでしょうか？	対象外です。採択事業の目的地までに必要な往復の「エコノミークラス航空券代」のみが対象です。また、経路便等で、目的地に向かうために必要な経路は認めますが、それ以外の他国経由の移動は認められません。
3	消耗品費(試作等に要する資材等の購入費)の計上に当たっての制約はありますか？	耐用年数1年未満または取得価格10万円未満のものに限ります。また、補助金額確定時に、用途、数量、価格・購入先の妥当性が問われますので、そのための書類の整備が必要です。また、実績報告時には使用された分だけ金額計上してください。
4	補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額は含まれますか？	含みません。
5	対象外となる経費を教えてください。	募集要領の7ページをご確認ください。
6	海外規格に対応するための製品改良・開発等に要する経費の範囲について教えてください。	研究開発費として計上している経費が該当し、製造原価に計上する装機械装置や備品は対象外です。販売を目的とした製品や商品の原材料購入費等も対象外となります。
7	海外の学会に参加し、ニーズ調査を実施したいが対象となるのでしょうか？	対象となります。学会に参加後に、市場調査の結果報告書を提出いただくことが必要です。ただし、学会への参加費は対象外となります。

8	製品・サービスの市場調査はどのような内容が対象になりますか？	既存のレポートの購入のほか、調査事業者への委託費等を想定しています。
9	海外見本市・展示会への参加(出展ではない)は対象となるのでしょうか？	市場調査では、調査目的が計画に必要であると認められた場合、調査レポート・報告書を提出いただくことで、対象となります。ただし、参加費は対象外となります。また、展示会では、海外見本市・展示会への単なる参加は対象となりません。
10	海外で出展場所を借りて、独自で展示会を行いました対象となるのでしょうか？	申請者が独自で開催する展示会は、主催の有無問わず対象外となります。
11	事業実施期間内に開催される海外展示会への出展の申込みを事業実施期間前(例:令和7年度)に行いましたが、対象になりますか？	対象となります。出展申込みは前年度も可能です。事前着手届をご提出ください。ただし、交付決定日までに展示会出展及び補助対象経費の支払いの全てが完了しているものは対象外とします。
12	出展におけるパネル製作へのアドバイスや現地通訳は対象になりますか？	対象となります。
13	展示会出展の後、続いて市場調査をしようと思います。展示会と市場調査の両方に経費を含めることは可能でしょうか？	可能です。
14	機械や設備の購入費は、製品開発費に含まれますか？	含まれません。試作品の製作に伴う原材料・消耗品の購入に限ります。耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満の消耗品に限ります。
15	製品開発の経費にはどのような費用が含まれますか？	海外規格向けの試作費用、製品改善費用、設計・デザイン費用などの外注費やコンサル費用等が含まれます。
16	提携しているアーティスト(職人)が出展するが、協賛費用は含まれますか？また、そのアーティスト(職人)が制作する展示品の制作費用を出すのは可能でしょうか？	協賛費用は対象外となります。また、展示会は採択企業の会社名で出展する必要がありますので、アーティストだけが出展する場合は対象外となります(共同出展であれば可能)。
17	他社との共同出展で、展示会費用は他社がまとめて支払うことになっていますがどうすればいいでしょうか。	共同出展は採択企業名が展示会に出されることが前提となります。そのうえで共同出展する企業から採択企業へ発行された証票類(折半分の請求書・領収書など支払いがわかる書類)を提出してください。
18	自社の持ち出し品(在庫品)は経費に含まれますか？	対象外となります。
19	海外に食品倉庫を設置するのは、製品開発に含まれるでしょうか。	資産になるものは対象外となります。
20	ヨーロッパではサイバーセキュリティ対策が必須になっており、ライセンス違反になっていないかというツールを導入したいですが、対象となるでしょうか。	設備費、備品など資産になるものは対象外となります。あくまでも、海外規格に対応させるための開発にかかる費用(材料費・加工費)が該当します。
21	「海外向けプロモーション・ブランディング」についてはどのようなものが対象でしょうか？	海外向けのWEBサイトや自社ホームページの制作、現地広告代理店・SNSマーケティングの活用等(募集要領P5～6)です。あくまで海外向けに制作されるものを対象としております。具体的に対象になるかどうかは事業計画の内容で判断させていただきます。
22	越境ECサイトについてはどのようなものが対象ですか？	日本語以外の言語で表記されたサイトであり、電子商取引機能のあるものが対象です。
6 補助金について		
1	事業計画や予算総額・内訳に変更が生じましたが、どうすればいいでしょうか？	変更が生じた場合は、事前に事務局にお問合せのうえ、「変更等承認申請書(第5号様式)」をご提出してください。判断に迷う場合は事務局へお問合せください。なお、実績報告書提出後の変更については一切認めません。
2	事前に補助金を受け取ることは、できるのでしょうか？	補助金は精算払いとなります。事業終了後、実績報告書の中身を確認し、補助金額が確定後のお支払いとなります。
3	精算時の証憑として何が必要か？	業者への発注内容等を確認できる書類として、見積書、契約書、発注書、請書、納品書の写し、旅費が確認できる書類として、Eチケット、ホテルからの確認メール等が必要となります。また、経費の支払いを確認できる書類として請求書、振込依頼書、カード明細書、領収書、通帳の写し(Web入出金明細書)等、募集要領等を確認の上、各種証明する書類をご提出ください。
4	補助金の交付額は、事業実績に応じて増減することはありますか？	減額することはあり得ます(増額はございません)。事業実績に関わらず、補助金上限は、当初に通知する交付決定通知書に記載する額となります。したがって、事業実績が当初予定を下回った(支出額が下がった)場合は、補助額を一定の割合に応じて、減額調整することがあります。また、実績報告において、申請内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合があります。
5	決済に法人ではなく個人カードを使うことはできますか？	原則、法人払いが必要ですが、やむを得ず個人のカード払を企業様で精算する場合については可とします。個人カードの利用明細、会社から個人へ支払われたことがわかる書類(給与明細・旅費精算書、小口現金管理表など)をご提出ください。
6	支払方法を教えてください。	支払方法は、原則、口座引き落とし又はクレジットカード支払いのみとなります。
7	支払いはペイパルでできますか？	支払方法は、原則、口座引き落とし又はクレジットカード支払いのみとなります。ペイパルの支出は、補助金精算時に、簡易な履歴や明細のみでは経費の特定が困難なことから、請求書や契約書・仕様書等、履歴や明細と対象経費を紐づけする書類を別途ご用意いただき、支払い状況が確認できた場合のみ対象とします。認められない可能性がありますを事前に了承の上、ご対応ください。
7 その他		

1	当初の計画どおり事業実施ができなくなりました。どうすればいいでしょうか？	速やかに担当のコーディネータにご連絡ください。別途変更等承認申請書(第5号様式)を決定された日付でご提出ください。
2	申請事業を諸事情で中止としました。どうすればいいでしょうか？	速やかに担当のコーディネータにご連絡ください。別途変更等承認申請書(第5号様式)を決定された日付で提出頂きます。申し訳ありませんが、採択を取り消し、事業を中止とさせていただきます。補助金の支払いはございません。
3	採択後の専任コーディネータの伴走について、どのようにサポートいただけるのでしょうか？	採択事業の実現に向けて、事業計画に係る課題分析やアドバイス、必要な支援機関等への橋渡しなどを行います。
4	市場調査に当たって、事業採択後に調査会社を紹介してもらえますか？	調査方法等のアドバイスや情報提供は専任コーディネータが行いますが、他の補助メニューを含め個別企業のご紹介はいたしかねます。
5	オンライン展示会への出展費用は対象となるのでしょうか？	原則リアル開催の展示会に限りませんが、合理的な理由のある場合はその旨申請書に記載ください。審査において判断します。
6	申請者と関係のある会社との取引は、補助対象になりますか。(例:同一法人内の取引、親族が関与する会社との取引、親会社・子会社・出資先との取引など)	代表者・役員の親族(3親等以内)へ発注しているものは対象外となります。また、事業計画書の株主構成企業へ発注しているものは対象外となります。